



4つのSTEPで輸出の流れがわかる

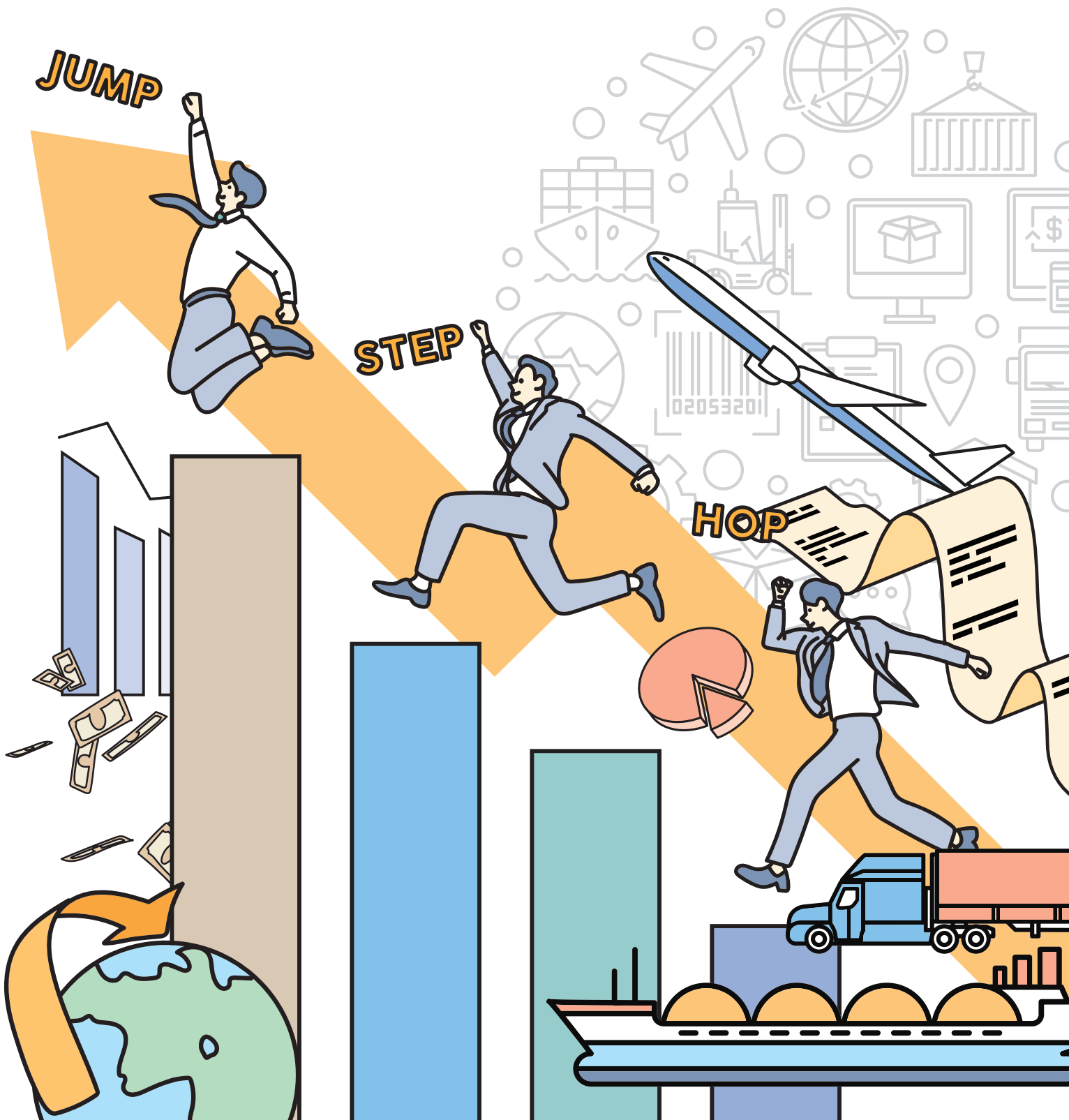
輸出ビジネスの ポイント

STEP:01
準備

STEP:02
交渉

STEP:03
輸送

STEP:04
決済



はじめに

日本では人口減少による市場の縮小が進んでいます。

一方で、中国やASEANを中心としたアジアや新興国では、経済成長に伴い市場が拡大しています。

また、日本の優れた商品は海外でも注目されており、海外への販路拡大は中小企業の皆さまにとっても重要なテーマとなってきています。

しかし、輸出ビジネスは、日本国内での販売と商習慣や手続き等が異なることから、さまざまなリスクが伴います。

日本政策金融公庫では、海外への販路拡大を検討している中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、輸出準備から資金決済に至る輸出ビジネスの流れに沿って、知っていただきたいポイントやよくあるトラブル事例等をまとめた冊子を作成しました。

本冊子が、輸出ビジネスの全体像の把握や、海外への販路拡大へのスタートの一助となれば幸いです。

輸出ビジネスのポイント

INDEX

STEP:01 準備 P.02

- ① 市場調査
- ② 法的規制の確認
- ③ 取引条件の決定
- ④ 取引先の選定・信用調査

STEP:02 交渉 P.08

- ⑤ 取引交渉
- ⑥ 契約締結

STEP:03 輸送 P.10

- ⑦ 輸送の手配
- ⑧ 保険契約
- ⑨ 通関手続き

STEP:04 決済 P.14

- ⑩ 代金決済
- ⑪ クレーム対応

参考

専門機関による海外展開支援サービス P.18

STEP 01

準備



POINT

- ① 市場調査
- ② 法的規制の確認
- ③ 取引条件の決定
- ④ 取引先の選定・信用調査

1 市場調査



輸出を検討する上で、最初に行うべきことは市場調査です。調査項目を洗い出した上で、調査方法を検討しましょう。

① 調査項目

候補となる輸出国・地域を選定するために、「各国・地域の一般的情報」と、「輸出しようとする商品特有の情報」の2つの側面から市場調査を行います。具体的には右記が挙げられます。

輸出予定国・地域のこれらの情報について調査を行い、市場として適しているか、輸出に際して、日本側及び相手側に法的規制はないか、また、輸出しようとする商品に商品性や市場性があるかどうか等を検討します。

一般的情報
地理、文化、社会、宗教、政治、経済、法制度（輸出・輸入規制）、金融・為替、通商政策、物流、通信等
商品特有の情報
消費者、同業他社、市場、需要、価格、競合製品等

② 調査方法

 A：自身で調べる	●ウェブサイト確認 （外務省、日本貿易振興機構（JETRO）等） ●専門誌・業界紙（注1）
 B：国内での調査	●ヒアリング （JETRO、業界団体、専門会社） ●調査機関の利用
 C：海外での調査	●ヒアリング （現地企業、現地消費者、JETRO） ●展示会・見本市への参加・出展（注2）

市場調査は左表のとおり3種類の方法があります。

最も容易にできるものは自身で調べる方法です。次に国内で専門機関等にヒアリングを行ったり、調査機関に依頼したりする方法が有効です。

海外に渡航して調査したり、展示会・見本市に参加したり出展する方法は費用がかかりますが、輸出ビジネスを成功させるためには、実際に現地の状況を肌で感じる事が重要です。

（注1）国会図書館、JETROのデータベースコーナー（https://www.jetro.go.jp/db_corner/）等への訪問で閲覧可能です。

（注2）JETRO「世界の見本市・展示会情報（J-messe）」（<https://www.jetro.go.jp/j-messe/>）で各国のイベントを検索できます。

2 法的規制の確認



輸出を行う場合、品目によって、日本側及び輸入国である外国側で一定の規制を受けることがあります。

以下、日本側の輸出規制を紹介するとともに、外国側の輸入規制の調べ方をお伝えします。

① 日本側の法的規制

品目によって、関税法と関税法以外の法令により以下のように規制されています。

関税法による規制

関税法により、輸出してはならない貨物として以下のものが挙げられています。

- I. 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしから並びに覚醒剤（ただし、政府が輸出するもの、法令により認められた者が当該法令に従って輸出するものを除く。）
- II. 児童ポルノ
- III. 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）を侵害する物品
- IV. 不正競争防止法に掲げる行為を組成する物品

関税法以外の法令による規制

法令に基づき、輸出が規制されており、手続きが必要となる品目は以下のとおりです。

法令名	主な品目	主管省庁課
外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令	武器・化学兵器、麻薬、ワシントン条約該当物品、特定有害廃棄物等	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易審査課・貿易管理課
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品・天然記念物・重要有形民俗文化財	文化庁文化財第一課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理課
大麻取締法	大麻草、大麻草製品	厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
覚せい剤取締法	覚醒剤、覚せい剤原料	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	
あへん法	あへん、けしから	農林水産省消費・安全局植物防疫課
植物防疫法	顕花植物、した類、せんたい類に属する植物、有害植物、有害動物等	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等	農林水産省消費・安全局 動物衛生課
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省自動車局自動車情報課

② 外国側の輸入規制

主要国・地域の主要な輸入規制については、JETROの以下ウェブサイトが参考になります。

JETRO「輸出入に関する基本的な制度」
<https://www.jetro.go.jp/world/trade.html>

国・地域によって細かく規定されているため、正確な情報を入手するためには、取引先候補を通じて現地の税関等に確認することをお勧めします。



参考 動物検疫、植物検疫

食肉、生産野菜・果物などの動植物を輸入する場合は、多くの国で、有害虫が付着していないか等を検査する動植物検疫があります。

各品目の検疫については、動物検疫所や植物防疫所ウェブサイトで確認することができます。

① 動物検疫所「畜産物の輸出入」
<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/index.html>



② 植物防疫所「輸出入条件詳細情報」
<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>



コラム トラブル事例 Vol.1

事例

中古機械卸売業者A社は、ベトナムに中古機械を輸出しましたが、ベトナム側の輸入規制に抵触したため、税関で通関することができませんでした。今後、自社の販売戦略を大幅に見直す必要が出てきました。

対策

日本からの輸出規制がない場合でも、輸入国側で規制されている品目があります。例えば、ベトナムでは、製造から一定の年数を経過した中古機械を輸入することができません。輸出の計画段階で、取扱商品の輸出・輸入規制をしっかりと確認しましょう。



3 取引条件の決定



貿易取引では一般的に輸送距離が長くなり、また、国内販売では発生しないような費用が発生します。そのため、以下で説明するインコタームズを活用して、発生する費用負担を売手と買手との間で取り決めることが重要です。

インコタームズとは

インコタームズとは、貿易取引条件とその解釈に関する国際規則のことです。貿易取引で発生する、売主と買主との間でのリスク移転時点や、運賃や保険料等の費用負担等について取り決めており、アルファベット3文字で表されます。1936年、パリに本部を置く国際商業会議所は、商慣習で形成された貿易条件の共通の了解事項や合意事項を国際ルールとして確立するため、はじめて定型的な貿易条件としてまとめました。これを、International（国際）のInとCommerce（商業）のCoにTerms（条件）を合わせ、インコタームズ（Incoterms）と呼びます。現在はインコタームズ2020（2020年1月発効）が最新版となっています。

各インコタームズに応じた費用負担等は以下のとおりです

	売主 施設	運送	倉庫 コンテナ ヤード	岸壁	積込み (注1)	海上 航空運送	荷卸し (注2)	岸壁	倉庫 コンテナ ヤード	運送	荷卸し	買主 施設
EXW	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
FCA	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
FAS	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
FOB	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
CFR	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
CIF (注3)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
CPT	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
CIP (注3)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
DAP	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
DDP (注4)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
DPU	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

(注1) 積込み費用は、運送契約に含まれている場合には運送費用を負担する者が負担
(注2) 荷卸し費用は、運送契約に含まれている場合には運送費用を負担する者が負担
(注3) 売主が保険料を負担
(注4) 売主が関税を負担

参考 インコタームズ2020

インコタームズ2020では、以下のとおり、全部で11の規則を「いかなる単数または複数の輸送手段にも適した規則」と「海上および内陸水路輸送のための規則」に分類し、規定しています。

いかなる単数または複数の輸送手段にも適した規則		
EXW	工場渡し (指定引渡地を記載)	売主は、工場や倉庫等の指定場所で買主の処分に委ねた時(注)、物品を買主に引き渡す。 (注)「処分に委ねる」とは移動、管理する権限を移譲することをいいます。
FCA	運送人渡し (指定引渡地を記載)	売主は、売主の施設等で運送手段に積み込んだり、運送人等の処分に委ねられた時、物品を買主に引き渡す。
CPT	輸送費込み (指定引渡地を記載)	売主は、物品の引渡し地点から指定仕向地までの運送契約を締結し、その費用を負担する。
CIP	輸送費保険料込み (指定引渡地を記載)	売主は、物品の引渡し地点から指定仕向地までの運送契約を締結し、その費用を負担し、かつ保険契約を締結する。
DAP	仕向地持込渡し (指定引渡地を記載)	売主は、指定仕向地において、荷卸しの準備ができている到着した運送手段の上で、物品が買主の処分に委ねられた時、物品を買主に引き渡す。
DPU	荷卸込持込渡し (指定引渡地を記載)	売主は、指定仕向地において、到着した運送手段から荷卸しされ、物品が買主の処分に委ねられた時、物品を買主に引き渡す。
DDP	関税込持込渡し (指定引渡地を記載)	売主は、指定仕向地において輸入通関を行い、荷卸しの準備ができている到着した運送手段の上で買主の処分に委ねられた時、物品を買主に引き渡す。

海上および内陸水路輸送のための規則		
FAS	船側渡し (指定引渡地を記載)	売主は、指定船積港において、買主指定の本船船側に置いた時、物品を買主に引き渡す。
FOB	本船渡し (指定引渡地を記載)	売主は、指定船積港において、買主指定の本船上に置いた時、物品を買主に引き渡す。
CFR	運賃込み (指定引渡地を記載)	売主は、物品の引渡し地点から指定仕向港までの運送契約を締結し、その費用を負担する。
CIF	運賃保険料込み (指定引渡地を記載)	売主は、物品の引渡し地点から指定仕向港までの運送契約を締結し、その費用を負担し、かつ保険契約を締結する。

コラム トラブル事例 Vol.2

事例

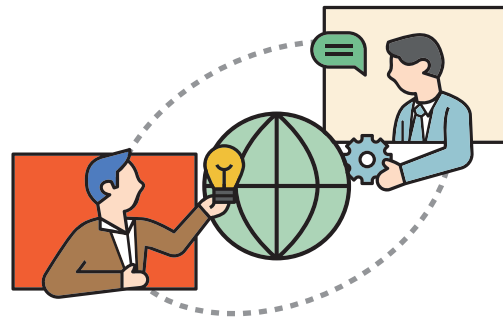
B社は、貨物をコンテナ輸出しました。契約は、FOB（本船渡し）条件。ところが、船積前にコンテナヤードで事故が発生し、貨物が損傷しました。保険は、買主が付保すると思っていましたが、買主の危険負担は本船積み込み後と言われてしまいました。

対策

コンテナ輸送の場合、売主はコンテナヤード等でコンテナを運送人に引き渡します。しかし、FOB条件では本船積み込みまでの事故（コンテナヤードでの事故を含む）のリスクを売主が負うことになります。この場合はFCA（運送人渡し）を選択するべきでした。輸送手段に応じた、適切なインコタームズ条件の選択が必要です。



4 取引先の選定・信用調査



① 取引先の選定方法

海外の取引先を探す方法としては、以下が挙げられます。



自身で調べる

- インターネットの活用
(検索エンジンでのキーワード検索)
- 海外ダイレクトリー(業者名簿)の利用(注1)
- 海外の(職業別)電話帳の利用(注1)
- マッチングサイトの利用(注2)



国内での調査

- 取引関係業者、同業者、知人からの紹介
- 在日外国機関(大使館商務部、貿易関係機関)への照会
- 商工会議所、貿易関係団体(注3)に寄せられる引き合い等の利用
- 調査会社へ依頼



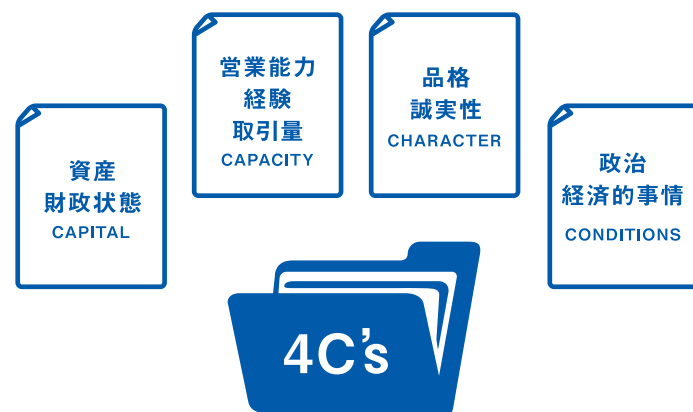
海外での調査

- 海外の商工会議所や貿易関係団体に依頼状を送付し、紹介を依頼
- 海外の業界紙誌や専門紙誌等の記事、広告の活用
- 海外の見本市への参加、出展(注4)

(注1) 国会図書館、ジェトロのデータベースコーナー(https://www.jetro.go.jp/db_corner/)等への訪問で閲覧可能です。

(注2) 中小機構「ジェグテック(J-GoodTech)」(<https://jgoodtech.jp/pub/ja/>)、ジェトロ「引き合い案件データベース」(<https://www.jetro.go.jp/tppoas/indexj.html>)等。

(注3) 「〇〇(品目名)輸出協会」といった業界団体のことです。(注4) ジェトロ「世界の見本市・展示会情報(J-messe)」(<https://www.jetro.go.jp/j-messe/>)等で検索できます。



② 信用調査

貿易取引は国内取引に比べ取引相手の情報が乏しいことが多いです。このため、買手が確実に代金の支払いを行うかどうかを判断するために、相手先の信用情報を調べることが大切です。これを信用調査といいます。

信用調査では、①Capital(資産、財政状態)、②Capacity(営業能力、経験、取引量)、③Character(品格、誠実性)の3C'sや3C'sに④Conditions(政治・経済的事情)を加えた4C'sについて調査します。

専門の信用調査機関には、米国系のDun & Bradstreetや欧州系のCofaceなどがあります。

参考 直接貿易と間接貿易

貿易には、海外の取引先と直接取引する「直接貿易」のほかに、国内の輸出商社等に国内取引で売買し、当該輸出商社等に海外に輸出してもらう「間接貿易」の2種類の方法があります。それぞれ以下のようなメリット、デメリットがあります。

	メリット	デメリット
直接貿易	● 海外の取引先と直接交渉するため、価格、仕様及びデザイン等を自由に決めることができる。 ● 仲介者の手数料が発生しない。	● 貿易実務の知識、外国語の知識など専門知識を要する。 ● 代金回収リスク、為替変動リスクが生じる。
間接貿易	● 国内取引となることから、貿易実務や外国語の知識が不要。 ● 円建てで取引されることから為替変動リスクが生じず、代金回収リスクが比較的少ない。	● 価格、仕様及びデザイン等を自由に決められない場合がある。 ● 商社等に対する手数料が発生する。

STEP 02

交渉



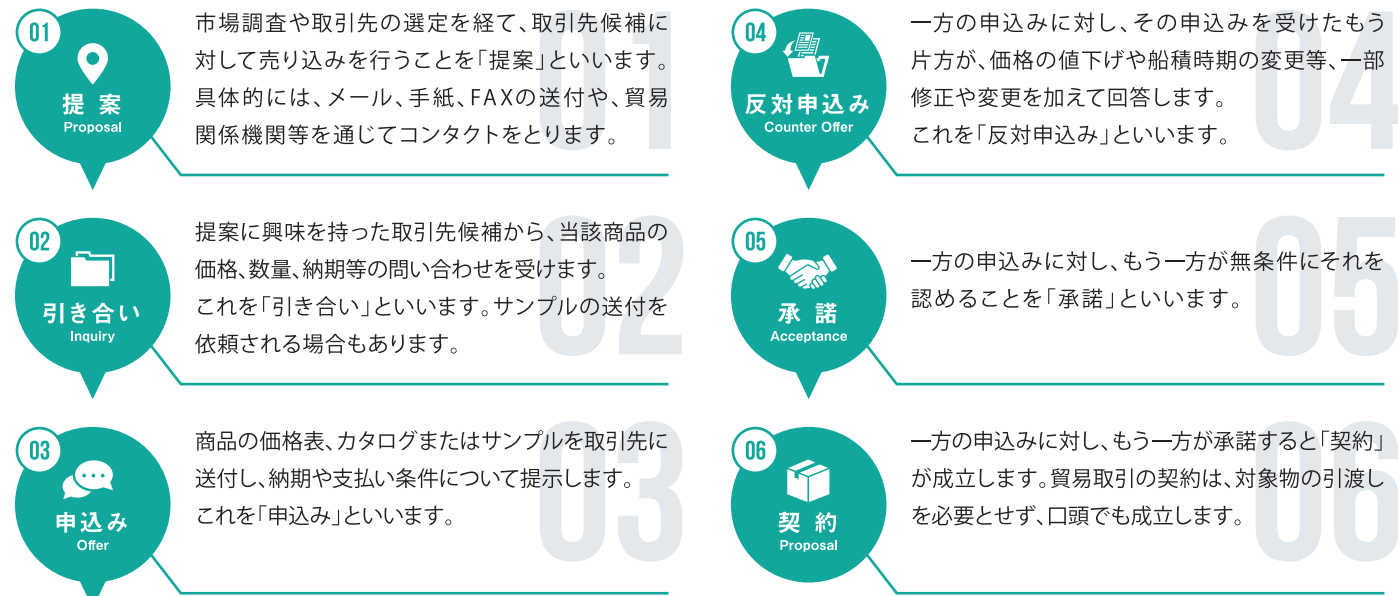
POINT

⑤ 取引交渉

⑥ 契約締結

5 取引交渉

取引交渉から契約締結までは以下の流れとなります。



6 契約締結

貿易取引は一方の申込みに対し、相手方が承諾すれば、口頭でも契約が成立します。しかし、現実的には、契約の証拠として文書を残すことが重要です。貿易取引は、言語や文化が異なる外国とのやり取りになるので、何が起きるか分かりません。後に発生し得るトラブルを防止するためにも、契約書等を作成するようにしましょう。



① 契約締結の方法

実務上は、取引量や取引頻度に応じて、右表のとおり契約締結の方法を使い分けています。

取引量	取引頻度	内容
小口	—	買主側が作成する注文書や、売主側が作成する注文請書を契約書として用いることが多い。
大口	少	当事者間でより拘束力を持たせるために、合意した内容を全て一つの契約書にまとめる。
大口	大	手間を省くため、取引の基本事項を定めた「基本取引条件契約書」交わし、取引の都度「個別取引条件契約書」を作成する。

② 契約書で取り決める条項

一般的に、国際的な売買契約に盛り込む条項を紹介します。

契約の基礎 Basis	両当事者間の取引は、本人同士で行われた旨を記載。	クレーム Claim	クレームの方法や期限等を規定。
輸送 Transportation	輸送手段や積込み期限を定める。また、積み替えや分割積み可否について規定。	不可抗力 Force Majeure	不可抗力が原因で契約不履行となった際の、契約義務を軽減・免除する条件を規定。
決済 Payment	決済方法や支払期限等について規定。	紛争解決 Settlement of Disputes	トラブルが起こった場合の解決法を規定。仲裁を利用する場合は、「紛争が生じたときは仲裁により解決する」旨を記し、「仲裁地」、「仲裁機関」、「仲裁規則」を取り決める。
増加費用 Increased Cost	契約締結後に追加で発生した費用を負担する者を規定。	貿易条件 Trade Terms	使用するインコタームズを規定。
保険 Insurance	保険契約の手続き及び保険料の負担者を規定。	完全合意 Entire Agreement	契約書に記載されている内容が、当事者間における最終的な合意内容で、全ての従前の合意内容に優先する旨を規定。
検査 Inspection	輸出品の検査時期、検査内容及び検査する者を規定。	準拠法 Governing Law	契約がどの国・地域の法律によって解釈されるかを規定。

STEP 03

輸送



- ⑦ 輸送の手配
- ⑧ 保険契約
- ⑨ 通関手続き

7 輸送の手配

輸送には様々な方法がありますが、最も利用されているのが海上輸送です。
また、近年増加している、越境ECを活用して輸出を行う事業者には、インテグレーターや国際郵便が人気です。

輸送方法	輸送手段	運送費	時 間	特 徴
 海上輸送	船舶	◎	△	・ 大量の貨物を運搬可能。
 航空輸送	航空機	△	◎	・ 小型で少量な商品や、鮮度が求められる商品の運搬に適している。
 陸上輸送	鉄道	○	△	・ 線路が敷設してある区間に輸送が限定される
	トラック	◎	△	・ 大量の貨物を運搬することができない。
 国際複合輸送	船舶、航空機、鉄道、トラックの組み合わせ	○	○	・ 様々な運送手段を組み合わせることで、輸送先を弾力的に指定可能。 ・ 運送者の責任の所在があいまいとなることがある。
 インテグレーター (注)	主に航空機、トラック	△	◎	・ 物流業者が持つ航空機やその他の輸送手段でDoor to Doorの輸送が可能。 ・ 見本品、書籍等小型貨物が対象。
 国際郵便	船舶、航空機、鉄道、トラック	○	○	・ 世界の郵便システムを利用した輸送方法。 ・ 比較的安価で、20万円以内の少額郵便では輸出入申告が不要。

(注) 代表的な業者は、FedEX、UPS、DHL社。

8 保険契約

輸出にあたっては、輸送中の貨物の損害、輸入地の内戦や動乱、
また製品の欠陥による人体への被害等が発生することがあります。
このような場合に発生する損害額や被害額に備え、
保険を掛けておくことが重要です。ここでは貿易に関わる以下の3つの保険について解説します。



① 貨物海上保険

輸送中の事故等によって貨物の損失を受けた場合、その損害額が補てんされる保険です。売主、買主のどちらが付保するかは、当事者間の契約によります。
現在では、2009年版の新協会貨物約款（New Institute Cargo Clause: 新ICC）により、てん補範囲によって（A）、（B）、（C）の3種類の保険条件があります。右記に、各保険条件がカバーする、主要な損害の種類を紹介します。

		ICC (A)	ICC (B)	ICC (C)	
損害の種類	火災・爆発	○	○	○	
	船舶又は艇の沈没・座礁	○	○	○	
	輸送用具の衝突	○	○	○	
	積込み・荷おろしの際の水没	○	○	×※	
	地震・噴火・雷	○	○	×※	
	共同海損・救助料、損害防止費用	○	○	○	
	投荷	○	○	○	
	波ざらい	○	○	×※	
	その他	雨・雪等による濡れ	○	×※	×※
		破損・曲がり・へこみ	○	×※	×※
		盗難・抜荷・不着	○	×※	×※
		虫食い・ねずみ食い	○	×※	×※
		汚染・混合	○	×※	×※
保険条件					

※特約を付すことによりてん補の対象とすることができます。(出所) 主要保険会社のウェブサイトより作成

 コラム

トラブル事例 Vol.3

事例

C社はクリスマス商戦に向け米国向けに山梨産ワインを輸出しようとしたが、海上輸送の遅延により、商機を逸してしまった。

対策

海上輸送の遅延は貨物海上保険の免責事由の一つとなっており、船会社も不可抗力として、責任を取りません。そこで、事前に売買契約で不可抗力条項を設け、自社の責任を回避する必要があります。

輸送の遅延は臨機応変に対応する

② 貿易保険

貿易保険は、「非常危険」もしくは「信用危険」の発生によって、輸出不能や代金回収不能が生じた場合に、損害額が補てんされる保険です。非常危険、信用保険の具体例は右記のとおりです。
売主、買主のどちらが付保するかは、当事者間の契約によります。
日本貿易保険（NEXI）や、一部の損害保険会社が貿易保険のサービスを提供しています。

非常危険	● 為替取引の制限や禁止 ● 輸入制限や禁止 ● 戦争や革命、テロ行為を含む内乱 ● 天災地変
信用危険	● 取引先の破産手続き開始の決定 ● 取引先の資金繰り悪化による3ヵ月以上の債務履行遅滞

③ PL（製造物責任）保険

製品の欠陥が原因で製造業者、輸入者又は販売業者がその製品の使用や消費によって生ずる生命、身体の被害あるいは財産上の損害を補償する保険です。
輸出品は輸出先の国・地域のPL法の適用を受けるため、輸出者は、必要に応じて輸入国のPL法に準拠して保険に加入する必要があります。
日本商工会議所や、一部の損害保険会社がPL保険のサービスを提供しています。

9 通関手続き

通関手続きとは、税関官署に対して行う、関税の確定及び納付に関する手続きを含む申告又は承認の申請から、それぞれの許可又は承認を得るまでの手続きをいいます。輸出の際は、税関に対し輸出申告等の通関手続きを行う必要があります。
通常は、通関士の有資格者がいる財務大臣の許可を受けた通関業者に輸出通関手続きを依頼します。
輸出先の国・地域では輸入国・地域の輸入者が輸入通関手続きを行います。



参考 通関業者の許可を取得していれば、運送会社が運送と通関手続きをまとめて行います。

① HSコード

HSコードは、国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一するために作られました。税関に対して行う輸出入申告で必要となり、輸出入統計等にも使用されています。日本国内の最寄りの税関で確認することができます。
HSコードは、6桁の世界共通の商品分類番号です。上2桁目までを類（Chapter）、上4桁目までを項（Heading）、上6桁目までを号（Sub-Heading）といいます。7桁目以降は統計細分となっており、日本の場合は7桁目から9桁目を統計細分としています。

HSコードの例 ギターの場合

9 2 0 2 . 9 0 - 0 1 0

上2桁類

上4桁項

上6桁号

上7桁以降統計細分

memo

● 類(Chapter) 97種類

● 項(Heading) 1,222種類

● 号(Sub-Heading) 5,387種類

楽器ならびにその部分品及び付属品

その他の弦楽器(ギター・バイオリン・ハープ等)

弓以外で弾くその他のもの

ギター

9 2 0 2 9 0 0 1 0

類(上2桁)

項(上4桁)

号(上6桁)

統計細分(上7桁以降)

世界共通

国ごと

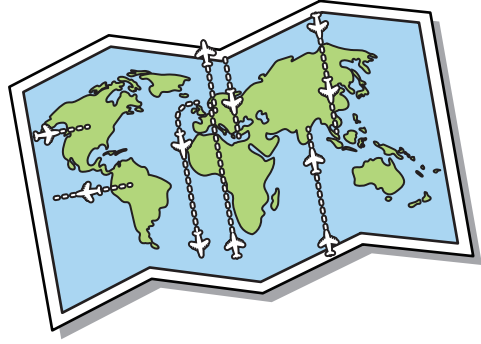
11

12

② FTA/EPA の活用

▶ 世界で活発化する FTA/EPA と日本が締結する EPA

近年、二国間又は複数の国からなる地域間との間で、原則として互いに関税を撤廃する自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) や経済連携協定 (Economic Partnership Agreement: EPA) が盛んに締結されています。



自由貿易協定 FTA	二つ又はそれ以上の国家相互間で関税やその他の貿易障壁を撤廃する協定
経済連携協定 EPA	貿易のみならず、投資や経済協力の拡大、人の移動の円滑化、知的財産の保護等幅広い分野での協力拡大を目指す協定

2020年3月現在、日本は17のEPAを締結しています。

国・地域	発効年月	国・地域	発効年月
シンガポール	2002年 11月	スイス	2009年 9月
メキシコ	2005年 4月	ベトナム	2009年 10月
マレーシア	2006年 7月	インド	2011年 8月
チリ	2007年 9月	ペルー	2012年 3月
タイ	2007年 11月	オーストラリア	2015年 1月
インドネシア	2008年 7月	モンゴル	2016年 6月
ブルネイ	2008年 7月	包括的・先進的TPP協定 (TPP11)	2018年 12月
ASEAN	2008年 12月	EU	2019年 2月
フィリピン	2008年 12月		

▶ EPA 特恵関税適用のための要件

EPAに基づいて、締約国間で関税の優遇 (特恵関税) の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 対象産品が、利用するEPAの対象品目に指定され、特恵関税が設定されていること
- ② 対象産品に要求されている原産地規則を満たしていること
- ③ 積送基準を満たしていること (原則として締約国間で物品を直送すること)
- ④ ②、③を満たしていることを原産地証明書、運送要件証明書等で輸入締約国税関に証明すること



原産地証明書

貨物の原産地を証明するための書類。日本商工会議所から発給される「第三者証明制度」と、輸出者自身が証明書類を作成する「自己証明制度」(TPP11、日EU・EPAを活用する場合) があります。日豪EPAの場合は第三者証明制度と自己証明制度を併用します。

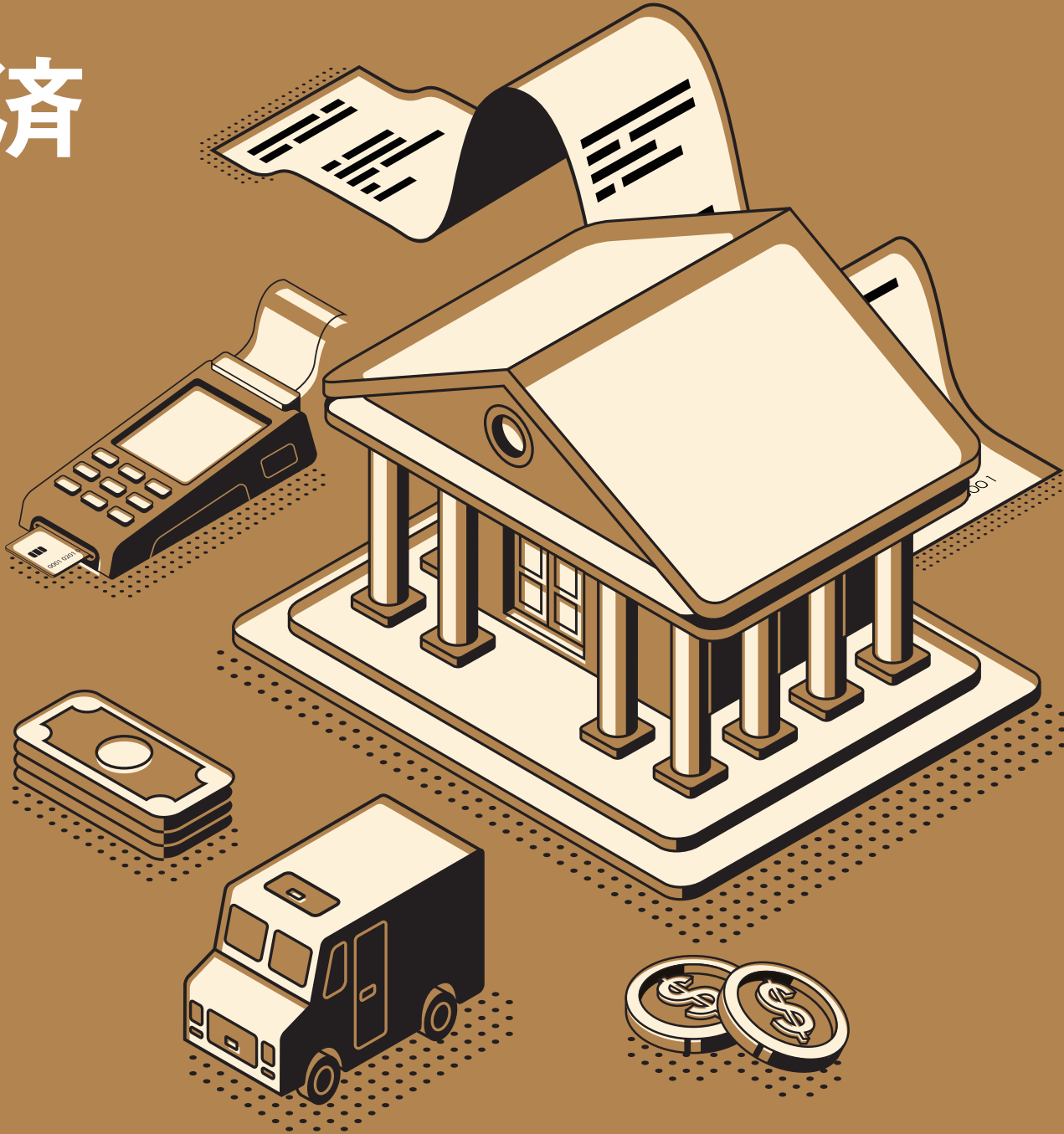


運送要件証明書

貨物が第三国を経由した場合、経由地において積み替えや一時蔵置以外の行為がなされていないことを証明する書類です。具体的には、船積地から最終仕向地までを全区間をカバーした通し船荷証券 (Through B/L) や、第三国の官公署が発給する非加工証明書を示します。

STEP 04

決済



POINT

- ⑩ 代金決済
- ⑪ クレーム対応

10 代金決済



代金決済にあたっては、代金回収リスクと為替変動リスクがあります。ここでは、決済方法の紹介や、各リスクの軽減方法について紹介します。

① 代金回収リスクへの対処

輸出取引では、いかに早く確実に輸出商品に対する代金を回収するかが重要です。そこで、売買契約締結後速やかに入金してもらうよう取引相手と交渉することが重要です。また、次項で紹介する、信用状を活用した決済方法も、代金回収リスクを軽減するために有効な手段です。

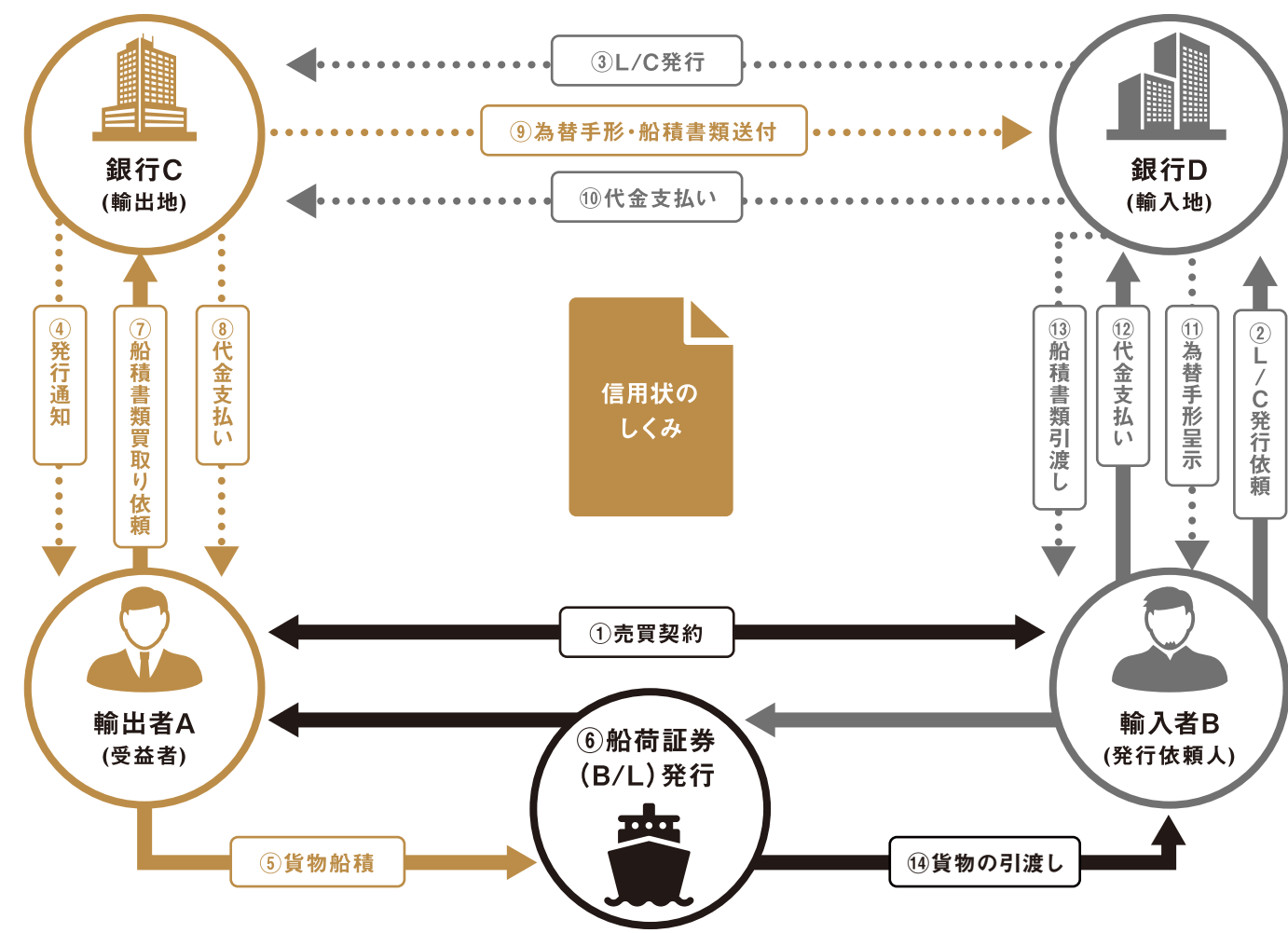
② 主な代金決済の種類

代金決済には、以下のとおり、決済上の銀行間の指図と資金（お金）の流れが同一方向となる「並為替」と決済上の指図と資金の流れが逆方向となる「逆為替」に分かれます。

代金決済の種類		内 容	メリット	デメリット
並為替	銀行送金	送金小切手 (Demand Draft: D/D)	銀行が振り出す小切手による決済方法	メリット① 逆為替の場合と比べて手数料が安い。
		支払い渡し (Telegraphic Transfer: T/T)	送金の指図を電信で行う。現在ほとんどこの方法で送金が行われる。	メリット② 輸出者から輸入者へ銀行を介さず船積書類を送付するので貨物を早く引き取ることができる。
逆為替	信用状付き荷為替手形	信用状 (Letter of Credit: L/C)	信用状発行銀行による支払いが確約された代金決済方法。	信用状発行手数料が発生する。
	信用状なし荷為替手形	支払い渡し (Documents against Payment: D/P)	銀行が、輸入者等の名宛人の代金支払いと引き換えに貨物の引き取りに必要な船積書類を引き渡す。	銀行が輸入者に対し代金を取り立てるため、取立てに失敗した場合には、輸出者が代金が回収できないリスクがある。
		引受け渡し (Documents against Acceptance: D/A)	銀行が、輸入者等の名宛人の手形期日の代金支払い約束と引き換えに船積書類を引き渡す。	
その他	クレジットカード決済、電子マネー、QRコード決済等		手数料が安い。	クレジットカード会社等との契約が必要となる。

参考 信用状のしくみ

信用状とは、輸出地及び輸入地の銀行が、輸出者及び輸入者の間に介在することで、輸出者、輸入者双方の決済にかかるリスクを減少させる代金決済方法です。輸入地側の銀行は信用状(L/C)を発行し、輸入者の支払いを輸出地側の銀行に確約します。輸出地側の銀行は、輸出者から持ち込まれた船積書類と引き換えに、信用状に基づいて代金を支払います。



※船荷証券・・・船会社が発行する、貨物を預かったことを証明する書類

コラム トラブル事例 Vol.4

事例

輸出を行うD社は、売上の入金を全額前払いとすることで、回収リスクを減らしたいと考えています。しかし、相手が後払いしか了承出来ないと主張しており、D社は対応に悩んでいます。

対策

- 決済条件にはリスクの低い順に以下があることを理解しておく必要があります。
- ①代金の前払い（前受け）（T/T送金）
 - ②銀行信用状（L/C）付き荷為替手形決済
 - ③信用状なしD/P（支払い渡し）、D/A（引き受け渡し）決済
 - ④後払い（銀行保証状付き）
 - ⑤後払い（後受け）
- 後払いは最もリスクが高いため、少なくとも前払い比率を高めるべく交渉する必要があります。また、後払いよりもリスクが低い方法を提案したり、場合によっては、契約自体しない（他社を探す）ことも検討します。

回収リスクを回避するために各決済方法を理解しておくことが重要です



③ 為替変動リスクへの対処

為替は常に変動しているため、外国との取引で外国通貨を使用する場合、損失が生まれる為替変動リスクが生じます。このリスクを回避するための代表的な方法を紹介します。

対処方法	特 徴
1 為替予約	将来の特定の日または将来の一定期間の為替の受け渡し日を決めて、事前に為替を予約するもの。手数料が発生するが、コスト・利益計算を確実に行うことが可能。
2 自国通貨(円)建て決済	為替変動リスクを回避する最良の方法。しかし、外国の相手方が為替変動リスクを負うことになるため、相手から承諾を得られないケースが多い。
3 通貨オプション	通貨を売買する権利を売買する取引。通貨オプションの買手は、通貨オプション料を支払うことで、通貨の受渡し時期が到来したとき、受渡しを実行するかどうかを判断することができる。
4 ネットティング	外国の取引相手との間で輸出と輸入の両方がある場合、外貨債権と外貨債務を相殺し、差額のみを決済する方法。これにより、為替リスクの対象となる金額を減らすことが可能。国・地域の外国為替関係法令により制限される場合がある。

 **コラム** **トラブル事例 Vol.5**

 **事例**

E社はアジア各国へ雑貨を輸出しています。米ドル決済で売買契約を締結しているため、これまでは円安の恩恵を受けていましたが、現在円高が進行しており、収益見通しが急速に悪化しています。

 **対策**

上記で説明した対処方法に加えて、輸出価格の再交渉、付加価値が高い商品を取り扱うことで為替変動の影響を軽減する、輸出に加えて輸入事業を行うことで、輸出で得た米ドルを輸入決済に利用する等の対処法で、円高リスクの軽減を図ります。

輸出価格の交渉や、取り扱う商品など様々な方向から円高リスクを軽減していきましょう



11 クレーム対応

貿易取引等の国際商取引では、さまざまなトラブルや金銭の伴う損害賠償を求めるクレームが発生することがあります。契約の相手方へのクレームや船会社・保険会社等へのクレームの請求は、いずれも客観性や合理的裏付けのあるものでなければなりません。トラブルの解決方法には以下のような方法があります。

トラブルの解決には、客観性や合理的裏付けのある資料等を用意する必要があり、専門知識が必要ですので、専門機関と相談をしながら手続きを進めるようにしてください。

トラブル解決方法	内 容
和 解	当事者間の話し合いで解決する方法。コストがかからず友好的に解決できる方法として最も一般的な方法となっている。
あっせん	解決のための協力を第三者の専門機関等に依頼し、双方の主張や問題点を明らかにして、両者と話し合いを進めながらお互いに譲歩させて自主的に解決に導く方法。
調 停	当事者が選定した調停人が双方の主張を聞き、提出された関係書類を調べたうえで調停案を提示する方法。
仲 裁	紛争当事者の仲裁付託合意に基づいて行われるもので、当事者により選任された仲裁人が仲裁判断を下す。両当事者は仲裁判断を受け入れる法的義務がある。
訴 訟	外国との取引による商事紛争が、和解、あっせん、調停、仲裁のいずれの方法によっても解決できない場合は、訴訟に持ち込むことになるが、自国の裁判所で勝訴し判決が確定しても、国内における判決の効力は外国には及ばない。

参考 専門機関による海外展開支援サービス

サービスの最新情報は、各機関のウェブサイトで個別にご確認ください。

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
<https://www.jetro.go.jp/>



貿易投資相談・海外ブリーフィングサービス

国内及び海外のジェトロ事務所における、専門家による現地一般概況等のアドバイス。

日本貿易保険 (NEXI)
<https://www.nexi.go.jp>



貿易保険

海外取引に伴う非常危険や信用危険を担保

日本弁護士連合会
<https://www.nichibenren.or.jp/>



日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度

海外取引等の法務相談

※日弁連との連携機関(公庫、ジェトロ等)からの紹介制

中小企業基盤整備機構 (中小機構)
<https://www.smrj.go.jp/>



海外展開ハンズオン支援

中小機構国内拠点における、専門家による海外展開に関する経営アドバイス

日本商工会議所
<https://www.jcci.or.jp/>



原産地証明書発給事業・PL保険

EPA特定原産地証明書の発給・中小企業向けのPL保険の付保

日本商事仲裁協会
<https://www.jcaa.or.jp/>



調停、仲裁

国際取引の当事者間の紛争の仲裁

輸出ビジネスのポイント

発行所 日本政策金融公庫 創業支援部 海外支援グループ
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4
執 筆 一般社団法人貿易アドバイザー協会 (AIBA)
東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館301号
貿易実務に関する相談窓口 03-3291-2223(平日9:30~17:00)

【免責事項】
本資料ではできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、日本公庫及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

日本公庫の海外展開支援のご案内

輸出に取り組まれている方、輸出を検討されている方へのご融資や、
海外展開を支援する専門機関のご紹介を行っています。



輸出を始めたい!

Good! デス! 文具、ニッポンの最高!

当社オリジナルの文具が訪日外国人旅行者に人気! 海外バイヤーから問い合わせもあり、これを機に輸出を考えてみようかな?

海外向けパンフレット! JAPAN

海外向けHP開設!

海外向けにPRするために必要な資金はどうしよう。。。



輸出を拡大したい!

もっとおいしい日本酒! デス! 輸入したい!

商談会を機に取引を開始した台湾の企業からさらにオファーがあり、本格的に同国向けの輸出に着手! 販路拡大を見据え、輸出仕様の商品開発などに乗り出そうか悩み中...

仕入増!

パッケージ変更!

酒 SAKE

輸出の本格化にもいろいろお金がかかりそうだなあ。。。



海外向けに広告宣伝を行うなど、輸出に向けた準備に必要な資金や、輸出拡大時に必要な仕入や商品等の仕様変更に対応するための資金など、幅広くご利用いただけます。

*審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

ご相談の内容に応じて、専門機関をご紹介します。

ご紹介例

- ▶ 日本貿易振興機構(ジェトロ)・・・海外ビジネスに関する国内外の最新情報、貿易投資ノウハウ等
- ▶ 中小企業基盤整備機構(中小機構)・・・越境ECの活用、海外販路開拓支援等
- ▶ 日本弁護士連合会(日弁連)・・・海外ビジネスに関する法的支援(契約書チェック、リスク対処等)

詳しくは、日本公庫ホームページをご確認いただくか、事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

【ホームページ】 [日本公庫](#) [海外展開](#) [検索](#)

【事業資金相談ダイヤル】



0120-154-505

【受付時間】平日9:00~19:00(国民生活事業)



日本政策金融公庫
国民生活事業